

建設業事業部からのご案内

iDeCo+(イデコプラス)
 ~従業員のiDeCoに上乘せして、事業主も拠出できます！~

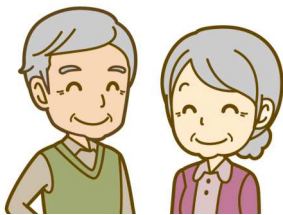


従業員の個人型確定拠出年金「愛称:iDeCo(イデコ)」の掛金に、
会社が追加して拠出できる「iDeCo+(イデコプラス)」
 (正式名:中小事業主掛金納付制度)についてご紹介していきます。



01 そもそも「iDeCo」とは？

iDeCo は、国が創設した個人型年金制度です。例えば、毎月決まった金額(5,000 円から)を 60 歳まで積み立てて、節税しながら老後に備える公的制度となっています。



従来、この iDeCo の掛金は、従業員である加入者本人により拠出するのが基本的な取扱いとなっていました。平成 30 年 5 月より、従業員の加入者掛金に対して、一定の要件を満たす中小事業者が 中小事業主掛金を上乘せ(追加)して拠出することができるようになりました。

02 導入メリット

<中小事業主>

・事業主が拠出した **掛金は、全額損金に算入されます！**

また、従業員の老後の資金が増えるという意味では、福利厚生的一面も担っています。



<従業員>

①積立時・・・**掛金は全額所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます！**

②運用時・・・**運用期間中に発生する利益には課税されません！**

③給付金受取時

・年金(分割受取)の場合→**公的年金等控除の対象**となります。

・一時金(一括受取)の場合→**退職所得控除の対象**となります。

- ①事業主要件・・・従業員 100 人以下であり、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主。
- ②拠出対象者・・・iDeCo に加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。
- ③掛金設定・・・加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額 5,000 円以上 23,000 円以下の範囲で加入者と事業主がそれぞれ 1,000 円単位で決定できます。(加入者掛金を 0 円とすることはできません)
- ④納付方法・・・加入者掛金と事業主掛金を事業主が取りまとめて納付します。
- ⑤労使合意・・・事業主掛金を拠出する場合に、労働組合若しくは 労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。

税制面、福利厚生面でも大変有効な制度となっています。
是非、この機会に導入をご検討されてみてはいかがでしょうか？



(建設業事業部 嶋倉健史)